

2017年6月

第81号

# ぱれっと



(株)北日本ベストサポート  
Tel. 018-883-1888

## 憲法議論を深めよう

5月3日「憲法記念日」。日本国憲法が施行から70周年を迎えた。

この日、安倍首相は自民党総裁として読売新聞のインタビューに応じ、現行憲法の9条1項「戦争放棄」、2項「戦力の不保持」を現行のまま維持しつつ3項以降に自衛隊違憲論に終止符を打つために自衛隊の根拠規定を追加する。また、教育無償化を新たに設けるなどとした私案を示し党総裁として憲法改正を実現し、2020年の施行を目指す方針について言及し、論議を呼んでいる。

我が国憲法は1947年にGHQ(連合国軍総司令部)がわずか9日間でまとめた「押しつけ憲法」との声もあるが現憲法は施行から70年が経過し「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権」を3原則とし、広く国民に支持され定着してきていることも事実である。

しかし、先進国の憲法はドイツ60回、フランス27回、米国6回の改正が行われてきており、他の国でも必要に応じて随時改訂が行われているのが現状であるが、一方、我が国では明治憲法を含め国民の意思による改正が一度もなされたことがなく、世界の成文憲法としては特異な状態が続いている。因みに、イギリスには成文憲法が存在しない。

これは、国民自身が憲法はどうあるべきかを真剣に考えてこなかったことも一因としてあげられ、「護憲」か「改憲」と不毛の議論が繰り返されてきたこともその背景にあると思われる。

今回の安倍総裁の提言は自衛隊の位置づけを憲法に明示することが大きなテーマとなっているが、自衛隊について憲法学者の7割程度が9条2項「戦力不保持」に抵触するとして違憲との見解を示しており、一方多くの国民と各政党(共産党を除く)は自衛権の保有を認め専守防衛を旨とする自衛隊について合憲の立場を取っている。

政府も憲法前文の「国民の平和的生存権」や憲法13条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」などを維持するために自衛の措置をとることが禁じられているものではないとの立場を取ってきた。

こうした憲法解釈と現実とのねじれをどのようにして解消し、憲法9条2項以降に自衛隊の存在と位置づけを規定するにしても2項との整合性をどう図ってゆくのか課題となっている。

さらに、憲法改正にあたっては、「緊急事態条項」(大災害時の緊急的特例)「一票の格差」(地域代表としての位置づけ等)「高等教育無償化」「環境権」などさまざまな検討すべき課題がある。

憲法は時代の変遷とともに、その時代に適合する憲法に改正すべきものであり、「国民主権」の立場からも改正論議には積極的に関わって行きたい。

## 『充電人』が強い企業リーダーになる(フェア&リーズナブル)

元慶應義塾大学 名誉教授 村田 昭治

すぐれた経営はゆたかな創造性を求める。だから経営者は、一心不乱というよりも多心乱々に、複数の考え方を思考のネタ、発酵素として熟成させていくことが必要だ。

名経営者といわれた人たちの、ホラを吹いたり夢をふくらませるといった離れ業の、いわば創作の陰にはそんな思考力があつたとわたしは感じている。

わたしは昭和30年に慶應義塾を卒業したが、当時の経営学の先生、わたしの場合は中西寅雄教授であったが、企業は人間の視点に立って質を尊重し人間の信頼を裏切らないようにすることが大事だ、と強調された。

これによって企業とお客様の間、市場との間には、質の高い信頼関係が生まれていくのだ。それを英語で表現すれば フェア アンド リーズナブル ということになるのではないかという思索の深さを、わたしたちに示してくださった。

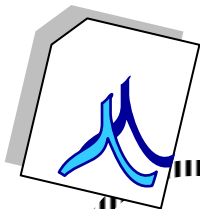
また企業財務論の大家・小高泰雄教授は、企業はどんなに突出した闘争心を示していても、鏡に映して恥ずかしくない理念と行動がなければならないということをお教えた。くださった。

何かやってやるという灼熱した精神力と、それを認めていく人びとのコラボレーションが、プロによって慣れではなく深められていき、迷いがあってもそれを考えのなかに入れて深めていくところに企業論の精神があつた。

企業経営はプリンシプル(原理原則)から外れてはいけない。ブランドは責任の所在、ニューバリューのコンセプトを明確に示していくものではないか。企業は技術、商品、サービスの仕事によって人間や社会に幸せを与えていくことが大事であり、そのための労を惜しまない会社でなければならない。



《「人を惹きつける経営」より》



## 小泉 八雲 (ギリシャ生れ、新聞記者・紀行文作家・日本民俗学者)

- 1850年6月27日 アイルランド人で英国陸軍軍医補の父チャールズ・ブッシュ・ハーンと母ローザの次男として生まれた。
- 1861年 フランスの教会学校に入学しフランス語を身に付ける。
- 1863年9月 英国のカトリック系セント・カスバート・カレッジ入学。
- 1869年 ロンドンから移民船に乗りアメリカに渡る。
- 1874年(24歳) シンシナティ・エンクワイアラー社の社員となり事件記者として名を上げる。
- 1881年12月 タイムス・デモクラット紙の文芸部長に就任。  
自由なテーマでの執筆活動。
- 1885年 万国産業綿花記念博覧会で博覧会執筆作業に忙殺される。  
日本館の展示品に興味を持ち日本政府から派遣されていた服部一三と出会う。
- 1890年4月4日(40歳) バンクーバーから日本に渡る。  
島根県尋常中学校ならびに師範学校の英語の教師となる。  
9月に出雲大社に外国人として初めて昇殿を許される。
- 1894年9月29日 日本に関する最初の著書「知られぬ日本の面影」出版。
- 1896年 松江の士族の娘、小泉セツと正式に結婚。
- 1896年2月10日 日本への帰化手続き完了。「小泉八雲」と改名。  
9月2日帝国大学英文科講師となる。
- 1903年1月15日 東京帝国大学解雇。
- 1904年9月26日 心臓発作のため死亡。享年54歳。
- 1915年 贈従四位。

## オススメのBOOK



### 『それでもこの世は悪くなかった』

作者 佐藤 愛子 出版社 文春新書

作者は現在 93 歳。これまで直木賞、女流文学賞、菊池寛賞などさまざまな文学賞を受賞した。兄は詩人のサトウハチローさん。本書は 93 年の人生を振り返って「それでもこの世は悪くなかった」と語る。

決して平坦な道のりではなかったが幸福な人生だったという。  
フランスの哲学者アランは「何らかの不安、何らかの情念、何らかの苦しみがなければ、幸福というものは生まれてこない」という。

苦しいことだらけの人生を生きてきた私は、幸福の人生だったと思うんです。苦しい人生を力いっぱい生きてきましたからね。

## くらしと保険のおはなし

### 犯罪被害給付制度（海外旅行の場合）

海外旅行に出かける際にいつ起こるか分からないテロへの恐怖があります。日本には「犯罪被害給付制度」という公的な補償制度があり、故意の犯罪行為により死傷した場合に支給されます。給付内容は基本的に1カ月以上の療養が必要な負傷や疾病で3日以上入院をした被害者が対象となり、医療費の自己負担額と休業損害を考慮した額を合算して、最大120万円を上限に重傷病給付金として支給されます。

さらに、障害が残った場合には、障害の程度に応じた障害給付金が最大で約4千万円支給され、被害者が死亡した場合には、遺族に対して最大で3千万円の遺族給付金が支給される制度となっています。

しかし、支給の対象となるのは、日本国内または日本の船舶もしくは航空機内で起きた犯罪被害となるので、海外でのテロや外国の飛行機に乗っている際に起きたハイジャックなどの犯罪被害に遭ったとしても給付の対象とはなりません。



各国の危険情報は外務省の海外安全ホームページで見れます



ハーブ、野菜、花を仲良く育てるポタジェガーデン（フランス語で家庭菜園）

### 《犯罪被害者等給付金》

被害者が重傷病になった場合	被害者に障害が残った場合	被害者が死亡した場合
<b>重傷病給付金</b> 負傷又は疾病にかかった日から1年間における保険診療による医療費の自己負担額相当額と休業損害を考慮した額を合算した額 上限額120万円	<b>障害給付金</b> 重度の障害(障害等級第1級～3級)が残った場合 3,974.4万円～1,056万円 それ以外の場合 1,269.6万円～18万円	<b>遺族給付金</b> 一定の生計維持関係遺族がいる場合 2,964.5万円～872.1万円 それ以外の場合 1,210万円～320万円(第一順位の遺族が2名以上いる時はその人数で除した額)
被害者本人	被害者本人	遺族

昨年6月に、海外で犯罪被害に遭った被害者遺族に弔慰金を支給する「国外犯罪被害者弔慰金支給法」が成立しました。

この法律は、海外でテロなどの犯罪被害で亡くなった被害者遺族に対して、200万円の弔慰金を支給するというものです。

また、障害給付金は、両腕や両足を失い全面介護が必要な状態などの非常に重い障害が残った場合に100万円が支給されますが、医療費や休業損害などの補償はありません。そこで、海外へ行く際に必要になってくるのが「海外旅行保険」です。一般的に各種損害保険では保険金を支払わない場合として、戦争や内乱、外国による武力行為などがありますが、これらに該当しないテロの被害は補償の対象となります。死亡や後遺障害の補償、負傷した際にかかる医療費などは保険会社が提携している病院であればキャッシュレスの為安心です。

### 【編集後記】

最近「付度」(そんたく)という言葉をよく目にするようになった。「付」も「度」も推し量るという意味だ。

これは特に悪いことではない、我々一般社会ではこの曖昧とした「付度」などで動くことも多い。

日本では「おもてなし」や「気働き」などが自然に身についてできる人が「出来る人」の条件の一つにもなっており潤滑油の働きもしている。

あいつはその場の「空気も読めない」などと揶揄されることもある。曖昧とした相手の気持ちを推し量る能力は日本人の美德の一つでもある。